

## 時給制契約社員の最低賃金に関する精算

### 1 概要

地域別最低賃金の改定に伴い、10月1日付けで時給制契約社員の賃金単価の見直しを実施したが、11月の勤務時間報告までに非正規社員管理システムの雇用マスタを更新しなかった郵便局があり、見直し前の賃金単価で勤務時間報告を行ったため、精算が発生することとなった。

### 2 発覚の端緒

新発田郵便局から、最低賃金に関する事務処理については、10/21に本社から発出された指示文書で認知していたが、作業期限を誤認識しており、11/8に同文書を再度確認したところ、作業を漏らしていたことが発覚したとの連絡があった。

この報告を受け、支社で非正規社員管理システムの雇用マスタを確認したところ、他にも疑わしい郵便局があったため、電話連絡し、内容を確認した。

### 3 主な発生原因

- ・ 作業期限を誤認識し、他の業務を優先したため、期限を経過した。
- ・ 外務社員については、80円加算した金額で確認するところ、その認識がなかったため、外務社員のみ作業を漏らした。
- ・ 最低賃金額を誤認識しており、対応不要と誤った判断をしてしまった。
- ・ 自局で作業対象者のリストを作成したが、リストから漏れている者がいた。

### 4 精算

#### (1) 対象局数等

	局数	人数(合計)	精算金額(合計)
対象人数が5名以上	3局	158人	484,881円
対象人数が4名以下	7局	13人	26,091円
合計	10局	171人	510,972円

#### (2) 精算時期

12月月例給与で精算

### 5 再発防止策

当該時期に支社から注意喚起を実施。